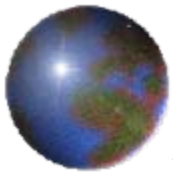


法務省による法整備支援

平成20年1月30日

法務省



諸外国に対する法整備支援について

法務省が行う法整備支援とは

民商事分野等の基本法令の整備や、法制度の運用に携わる法曹等の人材育成等の活動を支援すること。

法整備支援の目的

法の支配

法的な予測可能性あり
法律に基づいて行政が運営
裁判が運用・執行される

良い統治
(グッド・ガバナンス)

市場経済化への移行

投資環境の整備

法務省の関与する法整備支援

基本法の整備

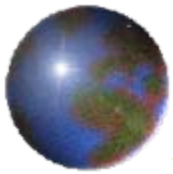
司法制度整備

法律家の人材育成

各種支援の
基礎インフラ

法整備支援の手法

- 国内支援組織による助言等
- 本邦研修
- 現地セミナー等
- 長期専門家派遣



これまでの法整備支援の概要と平成20年度の予定

相手国・地域	支援開始時期	これまでの主な支援内容	平成20年度の予定
ベトナム	平成6年	民事訴訟法・改正破産法起草(平成16年6月成立) 改正民法起草(平成17年6月成立) 現在、民事訴訟法・刑事訴訟法等の改正支援、パイロット地区における裁判実務改善支援を実施中	本邦研修を2回程度、現地セミナー(回数未定)を実施予定 その他、パイロット地区における実務改善に向けた支援を適宜実施予定
カンボジア	平成8年	民事訴訟法起草(平成18年7月成立) 民法起草(平成19年12月成立) 現在、民法、民事訴訟法の普及、民法関連制度との調整支援、裁判官・検察官養成校に対する法曹養成支援等を実施中	20年度以降のプロジェクトの内容につき、カンボジア側と協議の上、近々合意する予定 (本邦研修を2～3回、現地セミナーを2回程度 見込)
ラオス	平成11年 (同20年終了見込)	判決書マニュアル作成(平成18年完成) 検察マニュアル作成(平成18年完成) 民法・商法教科書作成(平成19年完成) ※ 上記マニュアル等普及のための研修を計画中	
インドネシア	平成14年	和解・調停制度強化支援等を実施中	本邦研修を1回、現地セミナーを1～2回実施予定
ウズベキスタン	平成14年 (同19年終了)	倒産法注釈書作成支援(平成19年3月発刊)	
中国	平成19年	民事訴訟法・仲裁法改正支援を実施中(平成19年11月開始) ※ 平成19年11月に本邦研修を実施	本邦研修を2回、現地セミナーを1～2回実施予定
中央アジア諸国	平成20年 (予定)		中央アジア諸国の市場経済化を促進するため、これら諸国の法制度の比較研究を通じ、自国の法制度及び法の運用の問題点について考察する立法担当者や法律実務家等に対する研修(年1回程度)を実施する予定



専門家の派遣状況

(法務省関係)

派遣国	長期専門家	短期専門家
ベトナム	平成12年度から現在まで 検事を計10名派遣(うち5名は裁判官からの転官者) 現在, 検事2名(うち1名は裁判官からの転官者)を派遣中	平成6年度から現在まで, 延べ37名を派遣
カンボジア	平成17年度から現在まで検事1名を派遣中	平成11年度から現在まで, 延べ22名を派遣
ラオス	平成14年度から同17年度まで検事1名, 国際協力部専門官1名の計2名派遣	平成10年度から現在まで, 延べ18名を派遣
インドネシア	—	平成13年度から現在まで, 延べ6名を派遣
ウズベキスタン	—	平成13年度から現在まで, 延べ15名を派遣
中国	—	平成19年度に, 2名を派遣